

# 令和4年度 保育所利用申込の手引き



身延町役場 子育て支援課 Tel : 0556-20-4580 (直通)  
身延町切石 117-1 (中富すこやかセンター内)

## 目 次

令和4年4月からの入所について	2
1. 保育所を利用するにあたって	3
2. 保育所の利用までの流れ	3
3. 保育を必要とする事由	4
4. 保育時間について（保育の必要量）	5
5. 利用期間について（支給認定の有効期間）	6
6. 利用者負担額（保育利用料・副食費）について	7
7. 申込みに必要な書類について	8
8. 申込にあたっての注意事項	10
<町内保育所一覧>	11
令和4年度 身延町保育所保護者負担額表（案）	12
幼児教育・保育無償化に関する説明資料	14
【記載例】施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請（届出）書(兼入所申込書)	16
【記載例】就労（内定）証明書	18
【記載例】看護（介護）申立書	20
身延町の子育て支援策ご案内	21

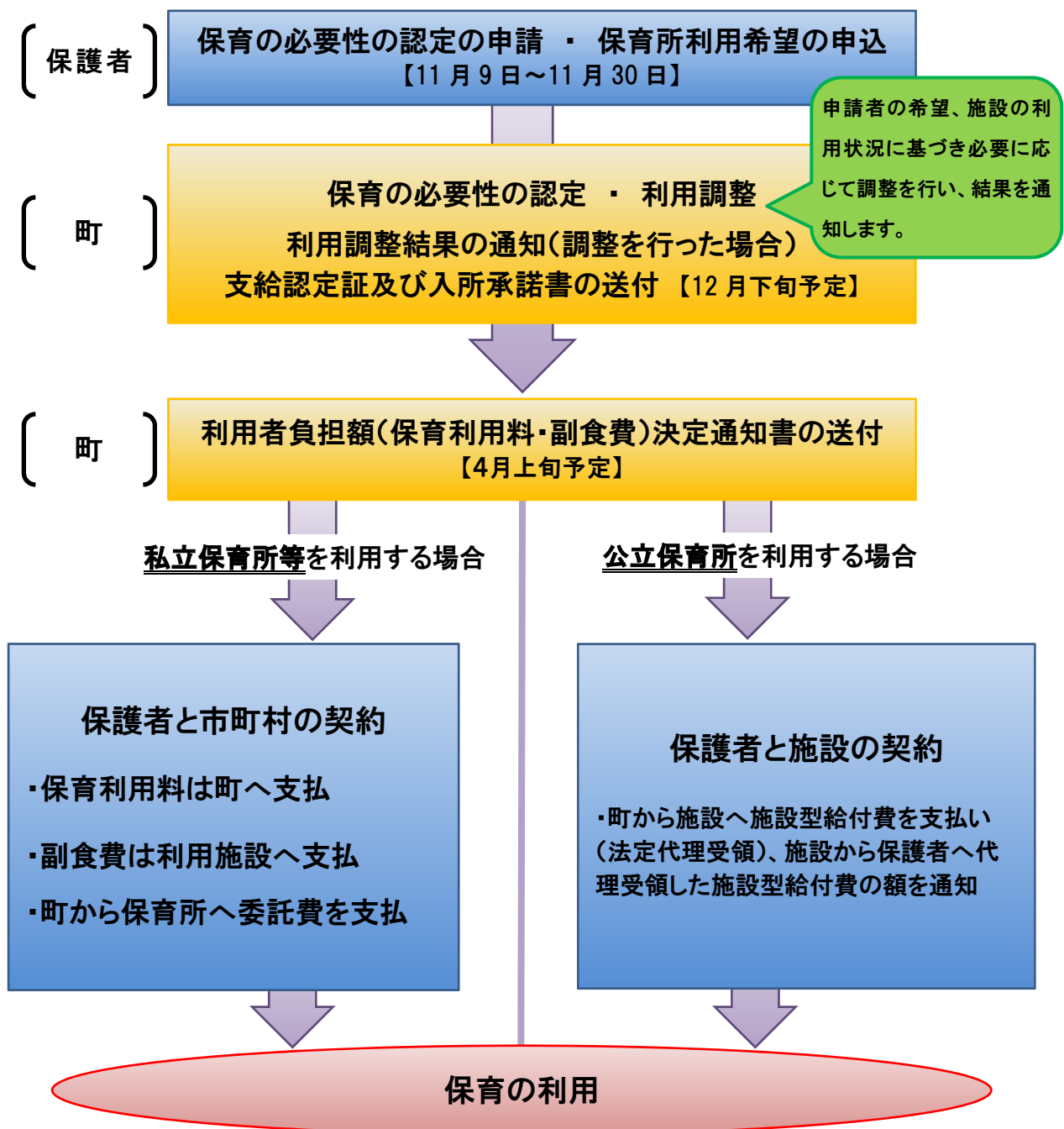
## 令和4年4月からの入所について

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

新制度では、保育所の利用を希望する方は、保育所入所申込みと同時に「保育の必要性についての認定」を受けていただくこととなりました。

町では申請に基づき、お子さんの年齢及び「保育の必要性」により、3つの「認定区分」、「保育必要量」及び「支給認定の有効期間」を認定して支給認定証を交付、また、保育所の入所を決定します。

### ～ 保育所利用の流れ ～



## 1. 保育所を利用するにあたって

保育所は、保護者が就労や病気などの理由により家庭でお子様を保育できないときに、保護者の方に代わって一定時間の保育を行う「お子さんのため」の施設です。

この手引きで説明しているのは、保育所の利用のための手続きです。幼稚園や認定こども園（教育部分）は別の手続きが必要ですのでご注意ください。

## 2. 保育所の利用までの流れ

### □ 保育所利用申込受付期間

随時 平日 8:30~18:30（各保育所の開所時間内）  
8:30~17:15（子育て支援課）

### □ 申込書受付場所

子育て支援課（中富すこやかセンター内）、町内各保育所

※ 町外の保育所へ新規に入所（広域入所）を希望される方は、事前に子育て支援課まで御相談ください。

### □ 必要性の認定

新制度では、保育所の利用にあたり、保育の必要性の認定を受けていただく必要があります。認定の区分は、お子さんの年齢及び「保育の必要性」によって3つに分かれます。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象者	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、 <u>教育を希望</u> する場合	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、 <u>保育を希望</u> する場合	お子さんが <u>満3歳未満</u> で、 <u>保育を希望</u> する場合
利用先	幼稚園 認定こども園（教育部分）	保育所 認定こども園（保育部分）	保育所 認定こども園（保育部分） 小規模保育事業
利用時間	4～6時間程度の教育時間 【教育標準時間認定】	2号認定・3号認定のお子さんは、保護者の就労状況等により、保育所等を利用できる時間が異なります。 1日11時間まで利用可能（就労の場合は月120時間以上の就労をしていること）【保育標準時間認定】 1日8時間まで利用可能（就労の場合は月48時間以上120時間未満の就労をしていること）【保育短時間認定】	

※「1号認定」に該当する場合は、町での支給認定後に、幼稚園や認定こども園（教育部分）に直接申込みとなります。

※令和2年度より大野山保育園が認定こども園に移行しました。

#### □ 利用の調整

利用希望者数が保育所の受け入れ枠を上回った場合は、優先利用（ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障がいがある場合等）に配慮しながら利用調整を行います。

利用調整を行った場合は、利用調整結果通知書で、調整結果をお知らせします。

#### □ 利用の決定

支給認定の結果については、支給認定証に記載して送付いたします。**（子ども・子育て支援法の規定により、支給認定は申請から30日以内にしなければならないとされており、支給認定証の送付は12月下旬を予定しておりますので、ご承知おきください。）**

また、認定こども園・保育所への入所の諾否についても、入所承諾書又は入所不承諾通知書により、お知らせします。

### 3. 保育を必要とする事由

お子さんの保護者が次の項目のどれかに該当し、保育ができない状態にある場合に限り、保育所を利用することができます。

- 就労している場合 **（月 48 時間以上の就労が必要です）**
- 妊娠中や、出産後間もない場合
- 病気やけが、心身に障害がある場合
- 親族の方を常に介護・看護する必要がある場合
- 地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合
- 求職活動をしている場合
- 就学をしている場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがある場合
- 育児休業取得時に、既に保育を利用しているお子さんがいて継続利用が必要な場合
- その他、町が認める場合



#### 4. 保育時間について（保育の必要量）

保育所の開所時間（保育所が開いている時間）は基本的に11時間です。利用可能時間は、各保育所の開所時間の範囲内での利用となります。

さらにその中で「保育を必要とする事由」の状況によって、保育時間が「保育標準時間（おおむね11時間）」と「保育短時間（おおむね8時間）」のいずれかに区分され、保育所を利用できる時間や利用者負担額（保育利用料）が決められます。

保育を必要とする事由	必要量の区分	保育を必要とする事由	必要量の区分
就労【120時間以上／月】	保育標準時間	災害復旧	保育標準時間
就労【48～120時間未満／月】	保育短時間	求職活動	保育短時間
妊娠・出産	保育標準時間	就学・職業訓練	就労に準じて判断
病気・障害	保育標準時間	虐待・DV	保育標準時間
病人の看護・介護	就労に準じて判断	育児休業	保育短時間
その他の事由については、状況に応じて判断します。			

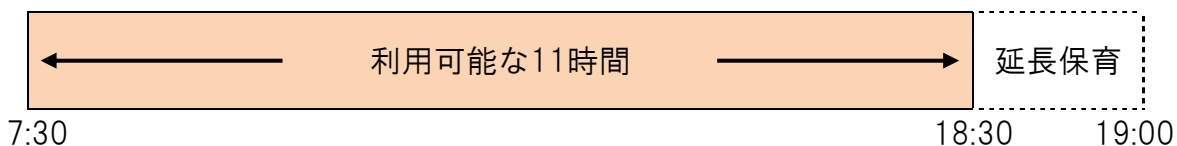
「保育の必要量の区分」は、「必要性の認定区分」と併せて認定されます。

（例：「2号認定－保育標準時間」、「3号認定－保育短時間」）

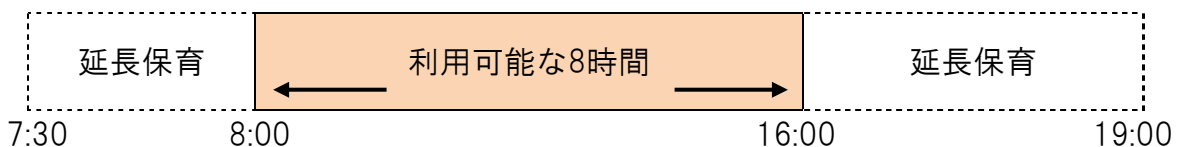
なお、保育標準時間に該当する方が保育短時間での利用を希望することはできませんが、保育短時間に該当する方が保育標準時間での利用を希望することはできませんのでご注意ください。

#### 保育必要量のイメージ

【保育標準時間】 ※ 開所時間が7時30分～18時30分、18時30分～19時が延長保育の施設を想定



【保育短時間】



○この図での開所時間は一般的な例です。実際の時間は保育所により異なります。

（町内保育所の開所時間は、11ページの＜町内保育所一覧＞で御確認ください。）

○利用可能時間は、保育所が通常開所している時間の範囲内となります。

## 5. 利用期間について（支給認定の有効期間）

支給認定にあたっては、「保育が必要な期間」に応じて、有効期間が定められています。就労等による一般的な有効期間は、1・2号認定のお子さんは小学校就学の始期まで、3号認定のお子さんは満3歳に達する日の前日まで（満3歳に達した日からは、2号認定に自動的に移行します。）となります。

認定区分	支給認定の有効期間 (就労、病気・障害、病人の看護・介護、災害復旧、虐待・DV)
1号認定 (3歳以上・教育)	小学校就学の始期まで
2号認定 (3歳以上・保育)	小学校就学の始期まで
3号認定 (3歳未満・保育)	満3歳に達する日の前日まで (3歳の誕生日の前々日まで)

また、次の事由については、各々有効期間が定められていますので、その期間のみ保育所を利用できます。

**これらの事由に該当するお子さんが、期限後も引き続き保育所の利用を希望する場合は、有効期間内に新たな申請が必要となりますのでご注意ください。**

保育の必要な事由	支給認定の有効期間
妊娠・出産	出産日から起算して出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
求職活動	90日を経過する日が属する月の末日までの期間
就学・職業訓練	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間
育児休業	育児休業期間の終了日が属する月の翌月末日までの期間 (在園児が対象で、下の子が生まれた場合引き在園を希望する場合)
その他	他の保育の必要な事由に類する有効期間に応じる期間

※ 保育の必要な事由に該当しなくなった場合には、その時点で支給認定は取消しとなります。

※ これまでの継続入所申込と同様に、**支給認定の有効期間が複数年度にわたっている場合でも、毎年現況確認のために届出（支給認定申請と同様の手続き）をしていただきます。**

## 6. 利用者負担額（保育利用料・副食費）について

令和元年10月より始まりました、国の幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までのお子さんと、0歳から2歳までの非課税世帯のお子さんの保育利用料が無償化となりました。また、これまで保育利用料として徴収をしていました3歳から5歳までの副食費（おかず・おやつ等）は徴収（年収・多子世帯は免除制度あり）となり、町内の公立・私立保育所（園）は、国基準の月額4,500円を徴収させていただきます。0歳から2歳児においては、これまでどおり副食費の徴収はありません。

国の無償化の対象とならないお子さんの保育所利用者負担額（保育利用料）は、世帯の課税状況に応じて決定します。

具体的な保育利用料については、別紙「令和4年度 身延町保育所利用者負担額表（案）」（12ページ）をご覧ください。

なお、令和4年4月分から8月分の利用者負担額は前年度の市町村民税を基に、9月分から翌年3月分は当該年度の市町村民税を基にそれぞれ保育利用料を算定いたします。そのため所得の変動等により9月に保育利用料が変更となる場合があります。

毎年9月が利用者負担額（保育利用料）の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税（前々年中の所得に基づき課税）を基に保育料を算定						当該年度の市町村民税（前年中の所得に基づき課税）を基に保育料を算定					

### <保育利用料の算定対象となる方について>

保育利用料は、児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（「家計の主宰者」に限る※）の市町村民税所得割の合計額で算定されます。

※ 父母以外の「家計の主宰者」とは・・・

- 父母以外で保育所入所児を税法上の扶養親族としている方
- 父母以外で保育所入所児を健康保険等の扶養親族としている方
- その世帯において最多収入、最多納税の方

等を総合的に勘案して「家計の主宰者」を認定し、保育利用料の算定対象といたします。

### ● 利用者負担額の減額について

身延町では、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない

① 0歳から2歳までの課税世帯の保育利用料

② 3歳から5歳までの国事業により免除とならないお子さんの副食費

について、身延町独自の子育て支援策として助成することにより、幼稚園・認定こども園・保育所等を利用するお子さんの保育利用料・副食費をすべて無償化します。

※身延町に住所があれば、町外の施設を利用しても無償となります。

詳しくは14ページ・15ページをご覧ください。



● 利用者負担額の納付方法について

(町外から保育所に入所しているお子さんが対象となります。)

保育所の利用者負担は原則として口座振替で納めていただきます。

**振替日(納期限)は毎月末(12月及び3月は25日。ただし、それらの日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)となりました。**

新たにお子さんが保育所に入所する方は、「預金口座振替依頼書兼解約・変更届」に必要事項をご記入のうえ、引落しを希望する金融機関に提出してください。(広域入所で、他市町村より私立保育園に通園している3歳から5歳児の副食費は、直接、利用施設に納めていただくこととなります。詳しくは、利用施設へお問い合わせください。)

なお、口座振替手続が完了していない方等には、毎月20日頃に納入通知書兼領収証書を郵送しますので、納期限までに金融機関等窓口にて納付をお願いします。

7. 申込みに必要な書類について

保育所の利用申込みにあたっては、次の書類が必要となります。

家庭の状況や世帯構成によって必要な書類が異なりますので、書類の提出漏れのないようにご注意ください。

○ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請(届出)書(兼入所申込書) **※全員の方が提出してください。**

太枠の中を記入漏れのないように記入してください。保育所利用を申し込むお子さんが複数いる場合は、1人につき1枚の提出が必要となります。

○ 「保育を必要とする事由」を証明する書類

**※1号認定を希望される方は、提出の必要がありません。**

保育を必要とする事由に応じて、それぞれの保護者の状況を証明する書類を提出してください。

申込期限までに提出書類が未提出の場合、利用調整において不利になることがあります。

保育を必要とする事由	提出書類	備考
就 労	「就労(内定)証明書」	●自営業又は農業に従事している場合、就労証明書には地区の民生委員の証明が必要です。(民生委員が分からないときは、お問合せください。)
妊娠・出産	母子手帳(写)	●出産予定日が記入されているページと、母親の名前が記載されているページの写しを提出してください。

病気	診断書	●診断書には、「〇〇の疾病のため、家庭保育困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。
障害	障害者手帳（写）	
病人の看護等	「看護（介護）申立書」 看護等を必要とする方の診断書又は介護保険被保険者証（写）又は障害者手帳（写）	●診断書には、「看護等が必要である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。 <b>「看護(介護)申立書」は同封しておりません。 必要な方は送付しますので、ご連絡ください。</b>
災害の復旧	り災証明書	
求職活動	「求職活動状況申出書」	●申込の直前3カ月の状況をご記入ください。 ●すでに求職活動を実施している方で、それを証明する書類（ハローワークカード、雇用保険受給者資格証等）が準備できる方は併せて提出してください。
就学	在学証明書又は学生証（写） 就学時間の分かる書類	●在学証明書は、各学校の様式のもので提出してください。 ●カリキュラムやシラバスのような就学時間（時間割）の分かる書類を提出してください。

#### ○ 利用者負担額（保育利用料）算定必要書類

令和3年1月1日又は令和4年1月1日（算定基準日）時点で身延町に住民登録がある方は、申請時に頂いた同意に基づき、課税状況を確認のうえ、利用者負担額を算定いたします。

引っ越しや単身赴任等により、算定基準日に身延町に住民登録がなかった方につきましては、利用者負担額算定のために「住民税課税（非課税）証明書」等の資料をご提出いただいておりますが、マイナンバー制度による情報連携の本格運用が開始されましたので、証明書等の提出が不要になります。

なお、祖父母についても、家計の主宰者（「6. 利用者負担額（保育料）について」をご覧ください。）であると認められる場合は、同様となります。

**※保育利用料については、町独自の子育て支援策により無償となりますが、階層を決定する際に課税状況の確認が必要となります。**

**※所得等が未申告で課税状況が確認できない場合は、最高額の階層区分に認定いたしますのでご承知おきください。**

## 8. 申込にあたっての注意事項

### ● 保育所の見学について

保育所の利用申込みにあたっては、事前に希望される施設の見学をお勧めします。保育所によっては指定日を設けて見学会を行ったり、園長先生が直接個別対応したりするなど、施設ごとに対応方法が異なりますので、必ず事前に希望の保育所に連絡してから見学に行ってください。

また、お子さんの健康状態等に心配な点などがある場合は、受入態勢などを事前に相談してください。

※ 施設側も保育所の運営を行いながら対応しておりますので、園の行事等の日程により、ご希望の日時に見学が受けられない場合がありますのでご了承下さい。

### ● 「身延町以外の保育所」を希望される方について

町外の保育所等を希望する場合も、本町に利用申込書を提出していただき、市区町村間で協議を行います。そのため、通常の利用申込みより時間がかかりますので、余裕をもって申込みをしてください。

### ● 家庭状況の変更に伴う報告について

利用申込み後や利用中に、以下に示すような家庭状況に変更があった場合は、速やかに届け出をお願いします。

- (1) 住所・氏名・電話番号等に変更があった場合
- (2) 出産や育児のため休業をする場合
- (3) その他家庭状況に変更があった場合（結婚、離婚等）
- (4) 利用希望のお子様の保育状況が変更になった場合（祖父母宅で見てもらった等）
- (5) 保護者が就労を辞め、「求職中」となった場合  
※ 転職により就労先が変更になった場合は、改めて就労証明書をご提出ください。
- (6) 身延町外へ転出し、引き続き同じ保育所を利用したい場合は、一度退所していただき、改めて転出先の市区町村でのお申込み手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。

### ● 退所について

ご家庭の事情等により保育所を退所する場合は、退所日の半月程度前までに「保育所退所届」を、子育て支援課又は各保育所へ提出してください。

## ＜ 町内保育所一覧 ＞

名 称		住 所	電話番号	利用 定員	開所時間
公 立	原保育所	飯富 110 番地	(0556) 42-2342	30	(標)7:30～18:30 (短)8:30～16:30
	静川保育所	切石 435 番地 6	(0556) 42-4431	30	(標)7:30～18:30 (短)8:30～16:30
	常葉保育所	常葉 988 番地	(0556) 36-0851	30	(標)7:30～18:30 (短)8:30～16:30
私 立	下山立正保育園	下山 2270 番地 1	(0556) 62-5754	40	(標)7:30～18:30 (短)8:00～16:00
	認定こども園 大野山保育園	大野 839 番地 3	(0556) 62-2541	65 1号 (15) 2・3号 (50)	(標)7:30～18:30 (短)8:00～16:00 (延長)18:30～19:00

※利用定員については令和3年度現在になるため、変更になる場合もあります。

### ●町立久那土保育所休園について

町立久那土保育所は、入所園児の減少が続く中、皆様のご協力により保育所の運営を行ってきました。しかしながら、この先も園児の減少が予測されるため、皆様のご理解とご協力をいただき、令和3年度から休園とさせていただきました。

久那土地区にお住まいで、入園を希望されていた方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、近隣の静川保育所をご検討いただければと思います。

なお、久那土地区にお住まいで、静川保育所へ入園された場合は、町の通園バスによる送迎を行います。

# 令和4年度 身延町保育所利用者負担額表(案)

単位:円

階層区分	階層区分を決定する基準		3歳未満児(3号認定)		3歳以上児(2号認定)	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税 世帯	ひとり親等世帯	0	0	0	0
		ひとり親等世帯以外の 世帯	0	0	0	0
第3階層	市	48,600円未満 ひとり親等世帯	9,000	9,000	0	0
		ひとり親等世帯以外の 世帯	19,500	19,300	0	0
第4階層	町	48,600円以上 ひとり親等世帯	9,000	9,000	0	0
		77,101円未満 ひとり親等世帯以外の 世帯	30,000	29,600	0	0
		77,101円以上 97,000円未満	30,000	29,600	0	0
第5階層	市 町 村 民 税 所 得	97,000円以上 169,000円未満	44,500	43,900	0	0
第6階層	割 額	169,000円以上 301,000円未満	61,000	60,100	0	0
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	80,000	78,800	0	0
第8階層		397,000円以上	104,000	102,400	0	0

◆ 年齢基準日は、入所月にかかわらず年度の初日の前日(3月31日)となります。年度途中で3歳に到達した場合でも、その年度の利用者負担額は「3歳未満児(3号認定)」の額が適用となります。

◆ 階層区分は、保護者(父母又はその児童を扶養している祖父母等の家計の主宰者)の市町村民税を基に決定します。(4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月は当該年度分の市町村民税から決定)

※ 世帯の状況により、同居している祖父母等の市町村民税も、算定対象に含める場合があります。

◆ 負担額の算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除、配当割控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除及び寄付金控除等の税額控除(調整控除を除く)は適用されません。

◆ 同じ世帯で2人以上の児童が同時に保育所、幼稚園、障害児通所施設等に入所している場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。(保育所以外の施設を利用している場合は、その施設の在園証明書が必要となります。)

【国事業による負担軽減について】

国＝3歳から5歳までのすべての児童の利用料を無償化

0歳から2歳までの住民税非課税世帯の利用料を無償化

多子世帯で年収約360万円未満相当世帯については、多子計算に係る第1子の年齢制限を廃止

## 【身延町独自の保護者負担軽減について】

国事業の対象とならない0歳から2歳までの課税世帯の利用料を無償化することにより、保護者の負担を軽減しています。

国事業により免除とならない3歳から5歳までの副食費を無償化することにより、保護者の負担を軽減しています。

第2子以降の3歳未満児で、5階層までの世帯の利用者負担額について、3歳到達の年度末までの間無償としています。(県が総事業費の1/2を負担しています)

## 令和4年度 身延町教育標準時間(1号)認定利用者負担額表(案)

単位:円

階層区分	階層区分を決定する基準	利用者負担月額	
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む)	ひとり親等の世帯	0
		ひとり親等の世帯以外の世帯	0
第3階層	市町村民税所得割額 77,100 円以下	ひとり親等の世帯	0
		ひとり親等の世帯以外の世帯	0
第4階層	77,101 円以上 211,200 円以下	0	
第5階層	211,201 円以上	0	

◆ 階層区分は、保護者(父母又はその児童を扶養している祖父母等の家計の主事者)の市町村民税を基に決定します。(4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月は当該年度分の市町村民税から決定)

※ 世帯の状況により、同居している祖父母等の市町村民税も、算定対象に含めます。

◆ 負担額の算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除及び寄付金控除等の税額控除(調整控除を除く)は適用されません。

### 【国事業】

令和元年10月からの幼児教育の無償化により、満3歳から5歳児(小学校就学前)までの基本的な利用者負担額は無償となります。

上記利用料とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担となります。

ただし、年収が360万円未満相当の世帯および全ての世帯の第3子以降の児童は副食費(おかず・おやつ等)が免除となります。

### 【身延町独自の保護者負担軽減について】

国事業により免除とならない3歳から5歳までの副食費を無償化することにより、保護者の負担を軽減しています。

令和元年10月1日から

**身延町は、** 幼稚園・保育所等を利用する子どもたちの  
**利用料・副食費をすべて無償化**しました。

## 保育利用料

身延町が独自に**保育利用料を無償化**！

国事業の対象とならない

**0歳から2歳までの課税世帯の利用料を無償化**

- (注1) 国制度による無償化制度については、裏面に記載のとおりです。  
(注2) 身延町に住所があれば、町外の施設を利用しても無償になります。

## 副食費

身延町が独自に**副食費を無償化**！

これまで利用料の一部として徴収をしていました3歳から5歳までの副食費（おやつ・おかず代）について、国制度では保護者負担の対象となりますが、身延町では

**国事業により免除とならない子どもたちの副食費も無償化**

- (注1) 副食費については、町より利用施設へ直接支払いを行いますので、保護者からの申請等は必要ありません。  
(注2) 0歳から2歳児においては、これまでどおり副食費の徴収はありません。  
(注3) 身延町に住所があれば、町外の施設を利用しても無償になります。

問い合わせ先：身延町役場子育て支援課 TEL:0556-20-4580



## 国制度による幼児教育・保育の無償化について

### 【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。**
  - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。(新制度未移行)
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
  - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
  - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化の対象となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますのでご確認ください。
- **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
  - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

### 【対象となる施設・事業】

- **幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。**

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。
- **就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償の対象とされます。**



# 【記載例】

様式第1号（第4条、8条関係）

## 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請（届出）書 （兼入所申込書）

令和3年11月22日

身延町長 様

保護者氏名 身延太郎

身延

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請（届出）します。また、身延町が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な町民税の課税情報（同一世帯者を含みます。）及び世帯情報を閲覧し、又は収集すること、その情報に基づき決定した利用者負担額等を特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

申請に係る小学校 就学前子ども	氏名	生年月日	続柄	性別	障害者手帳の有無
	(ふりがな) <b>みのぶ さくら</b> <b>身延 さくら</b>	平成30年 8月28日	次女	男・女	有 無
個人番号	1111 2222 3333				
保護者	住所	身延町切石117-1			
	連絡先	① 0556 - 20 - 4580      ② 090 - 1234 - 0000 【自宅 携帯 (父・母)・職場 (父・母)】 【自宅 携帯 (父・母)・職場 (父・母)】			
支給認定証番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。				
保育の希望の有無 (※1)	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。）			
	無	幼稚園等のみを希望する場合（保育所等と併願の場合を除く。）			

(※1)・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ。）

・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。

### ①世帯の状況

区分	ふりがな氏名	個人番号 (マイナンバー)	児童との続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等	備考
児童の世帯員	みのぶ 太郎 身延 太郎	1111 1111 1111	父	S60年 9月 16日	男・女	会社員	
	はなこ 花子	2222 2222 2222	母	S62年 2月 14日	男・女	パート	
	いちろう 一郎	3333 3333 3333	兄	H26年 5月 17日	男・女	△△小学校	
	みか 美香	4444 4444 4444	姉	H28年 7月 23日	男・女	●○保育園	
					年 月 日	男・女	

来年の4月1日の状況を記入してください。世帯が別であっても、同居している方を全員記入してください。なお、父母のうち別居している方がいる場合は、その方も記入し、「備考」欄に「別居」と記入してください。※個人番号の記入もお願いします。

生活保護	<input type="checkbox"/> 適用有り	ひとり親世帯	<input type="checkbox"/> 該当	在宅障害者（児）	<input type="checkbox"/> 有（氏名：      ）
------	-------------------------------	--------	-----------------------------	----------	---------------------------------------

該当する項目があれば、 をしてください。

②利用を希望する期間等、利用を希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで		
利用を希望する 曜日・時間	利用曜日	利用時間	
	月 曜日から 金 曜日まで	7 時 30 分 から 18 時 00 分まで	
利用を希望する 施設（事業者）	施設（事業者）名	希望理由	事業所番号(※3)
	第1希望 ● ○ 保育所（園）	自宅に近く、姉も通っているため。	

表面「保育の希望の有無」欄で「有」に○をした方のみ記入してください。  
 該当する理由に  し、その理由を証明する書類を添付してください。  
 なお、「求職活動」の場合は3か月間、「育児休業」の場合は育児休業終了月の翌月までの認定となりますのでご注意ください。

保育の利用を必要とする理由(※4)	続柄	必要とする理由	備考
	父	【事由】(主なものに一つ <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。) <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
母	【事由】(主なものに一つ <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。) <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

(※4) 保育の利用が必要なことを証する書類を添付してください。

\*\*\*\*\* 【記入はここまで】 \*\*\*\*\*

\*町記載欄

受付年月日	年 月 日
認定の可否 <input type="checkbox"/> 可 ( 年 月 日 認定 ) <input type="checkbox"/> 否 (理由: )	認定者番号 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 ( <input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短 ) <input type="checkbox"/> 3号 ( <input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短 )
支給(入所)の可否 <input type="checkbox"/> 可 【 <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型】 <input type="checkbox"/> 否 (理由: )	支給(利用)期間 自 年 月 日 至 年 月 日
入所施設(事業者)名 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型 ( <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 母居 ( <input type="checkbox"/> 事 ) <input type="checkbox"/> 認定こども園 ( <input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼 ( <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 幼 ) <input type="checkbox"/> 保 ( <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 幼 ) <input type="checkbox"/> 地 ( <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保 )	
備考	認定担当者 入力担当者

\*\*\*\*\*

\*施設記載欄(施設(事業者)を経由して町に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設(事業者)名	
担当者氏名・連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	<input type="checkbox"/> 有【 <input type="checkbox"/> 契約 <input type="checkbox"/> 内定( 年 月 日契約(内定))】 <input type="checkbox"/> 無
備考	

**記入は不要です。**

【記載例】

就 労 ( 内 定 ) 証 明 書

(お勤めの方)

(あて先)身延町長

Table with 4 columns: 保育所(園)名, 児童氏名, 就労者と児童との続柄, 整理番号. Includes callout: 就労時間及び通勤時間の合計で「保育の必要量」(5ページ参照)を認定しますので、必ずご記入ください。

以下、事業所記入欄 (自営業又は農業に従事している場合は、記入のうえ、地区の民生委員の証明を受けてください。)

下記の者について、次のとおり就労(内定)していることを証明します。

Main employment certificate form with sections for 就労者氏名, 採用年月日, 雇用形態, 実際の勤務地, 仕事内容, 就労時間, 就労日数, 定休日, 給与形態, 直近3か月の勤務日数, 産休・育休の取得, and 事業所所在地. Includes callouts for 事業主又は就労内容を証明できる職責のある方の証明 and 社印又は代表者印.

この証明書は、保育の実施を希望する児童の保護者が、就労により家庭において必要な保育を行うことが困難であることを確認するための書類です。
・記入にあたっては、ボールペン(消えるボールペン不可)を使用してください。
・証明内容を訂正する場合は、修正液等を用いず、訂正箇所を二重線で抹消し、訂正印を押印してください。
・採用予定の方は、採用後、採用済の証明書を提出してください。
・代表者(証明者)は原則事業主としますが、就労内容を証明できる職責のある方でも結構です。

【記載例】

就 労 ( 内 定 ) 証 明 書

( 自 営 業 の 方 )

(あて先)身延町長

保護者記入欄	保育所(園)名	児童氏名	就労者と児童との続柄 ※いずれかに○	整理番号
	● ○ 保育所(園)	身 延 美 香	父・母・その他( )	
	● ○ 保育所(園)	身 延 さ く ら	下記就労先への通勤時間 (児童の送迎を含まない)	
※※	就労時間及び通勤時間の合計で「保育の必要量」(5ページ参照)を認定しますので、必ずご記入ください。			片道 25 分
就労証明書は保護者1人につき1部の提出で結構です。 ※就労証明書は保護者1人につき1部の提出で結構です。親で申し込まれる場合は第1希望の保育所(園)名を記入してください。				

以下、事業所記入欄 (自営業又は農業に従事している場合は、記入のうえ、地区の民生委員の証明を受けてください。)

下記の者について、次のとおり就労(内定)していることを証明します。

就 労 先 記 入 欄	就 労 者 氏 名	身 延 太 郎	住 所	身延町切石117-1	
	採 用 年 月 日	平成 令和 18 年 4 月 1 日 (採用済・採用予定)			
	雇 用 形 態	常勤・非常勤・パート・派遣・自営業・内職・農業・その他( ) [派遣の場合 派遣期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日・期間未定)]			
	実 際 の 勤 務 地	※証明欄の事業所所在地と実際の勤務地が異なる場合に記入してください。 所在地: 身延町常葉1093 名称: ▼▲ 旅館 電話 0556(36)0011			
	仕 事 内 容	調理・清掃			
	就 労 時 間	7 時 30 分～15 時 30 分 ( 8 時間 00 分/うち休憩 1 時間 00 分) ※不規則勤務の場合、標準的な(目安となる)就労時間を記入してください。記入できない場合、下欄に詳細を記入していただくか、直近のシフト表等、勤務実績の分かる資料を添付してください。 [不規則勤務状況詳細記入欄]			
	就 労 日 数	週・月 25 日 ※不規則勤務の場合、週または月の平均を記入してください。			
	定 休 日	月・火・水・木・金・土・日・不定休(週・月 5 日)			
	給 与 形 態	月給制・時給(日給)制・歩合制・その他( )			
	直近3か月の勤務日数	・有給休暇を含んだ、記入月直近3か月の就労実績を記入してください。 ・就労実績のない方(内定の方)は、就労予定日以降3か月の予定を記入してください。 ・産休・育休中の方は、産休育休取得前3か月の実績を記入してください。			
		勤 務 月	8 月	9 月	10 月
		勤 務 日 数	27 日	26 日	24 日
	産休・育休の取得 (予定含む)	無・有	○ 出産日または出産前 ○ 育休休業期間(産前... 年) 地区の民生委員の証明を受けてください。 証明日も必ず記入してもらってください。		
事業所所在地:	身延町切石350			証明日: 令和 3 年 11 月 18 日	
事業所名称:	民生委員			記入・証明担当者名:	
代表者名:	中 富 次 郎			連絡先電話番号: ( )	
電話番号:	0556 ( 42 ) 2111			※内容について確認させていただく場合があります。	

この証明書は、保育の実施を希望する児童の保護者が、就労により家庭において必要な保育を行うことが困難であることを確認するための書類です。

- ・記入にあたっては、ボールペン(消えるボールペン不可)を使用してください。
- ・証明内容を訂正する場合は、修正液等を用いず、訂正箇所を二重線で抹消し、訂正印を押印してください。
- ・採用予定の方は、採用後、採用済の証明書を提出してください。
- ・代表者(証明者)は原則事業主としますが、就労内容を証明できる職責のある方でも結構です。

## 【記載例】

令和 3 年 11 月 18 日

(あて先) 身延町長

(申立人) 住 所 身延町 切石117-1

氏 名 身 延 花 子

児童との  
続 柄 母

身  
延

看護 (介護) 申立書

私は、次のとおり看護 (介護) しているため、保育できないことを申し立てます。

看護 (介護) を 受けている方	氏 名	下 部 登 介護者との続柄 ( 父 )
	生年月日	明治・大正 20 年 3 月 4 日 昭和・平成
	住 所 (別居の場合)	身延町飯富2241-75
	看護 (介護) 開始時期	昭和 ・ 平成 30 年 12 月頃
看護 (介護) の状況	1月あたり 25 日程度 1日あたり 9 時間 ( 8 : 00 ~ 17 : 00 )	
	(※ 具体的な介護の状況を記入してください。)	
	父は要介護3の認定を受けており、食事と着替え、オムツ 交換や手足のリハビリマッサージ、病院への付き添いなど、 生活全般に介護が必要である。自宅には母がいるが、足が 悪く父の面倒を見ることができないため、木曜日のヘルパー の訪問介護時以外は、私が訪問し介護している。	
	「看護(介護)申立書」は、申請書類に同封しておりません。 必要な方は送付しますので、ご連絡ください。	

※ 看護 (介護) を要することが確認できる種類 (看護 (介護) を要する方の診断書  
又は障害者手帳の写し又は介護保険被保険者証 (介護認定を受けている場合) の  
写し等) を添付してください。



# 身延町 子育て全力サポート宣言！

～充実したサポートで安心子育て～

出産祝金が  
もらえます



保育園・幼稚園入園時  
入園支度金がもらえます

0才



6才



小学校入学時  
入学支度金がもらえます

0～6才

保育園・幼稚園の保育料・副食費が無料

6～15才

学校での教育環境充実  
給食費全額補助

0～18才

入院時の食事代自己負担分を助成  
病院での保険診療分を助成  
町営バスが無料(高校生以下)

小・中学校  
修学旅行費の  
負担無し



中学校入学時  
入学支度金がもらえます

18才

15才



# 身延町子育て支援施策一覧

令和3年4月1日現在

妊産婦 乳幼児	不妊治療費助成	自己負担の500,000円を限度に補助	
	妊婦一般健康診査助成	6,000円/1回(契約病院窓口、その他償還払い)	14回まで
	妊婦歯科検診助成	無料	集団検診
	多胎児妊婦一般健康診査助成	6,000円/1回(償還払い)	5回まで
	産後ケア事業助成(宿泊型)	1泊・6,100円(全額助成)	3泊4日まで(利用決定通知を施設へ持参)
	産婦健康診査助成	5,000円/1回(契約病院窓口、その他償還払い)	2回まで
	新生児聴覚検査助成	3,000円/1回(契約病院窓口、その他償還払い)	
	乳児一般健康診査助成	5,350円/1回(契約病院窓口、その他償還払い)	2回まで
	乳幼児おむつ購入費助成	乳児36,000円 1歳~2歳未満24,000円 2歳~3歳未満12,000円	1人につき各年齢区分1回限り
	保育所等入園支度金支給	20,000円支給	1人につき1回限り、転入した園児も対象
	地域子育て支援センター事業	町内2カ所	子育て親子の交流と相談の場を運営
	保育利用料・副食費の無償化	完全無償化	国事業の対象とならない園児が対象
	病児・病後児保育事業補助	無料又は2,000円/1回 対象12歳まで	病期中又は回復期の子ども預かり
	出産祝金	第1子 50,000円と印鑑支給 第2子 70,000円と印鑑支給 第3子 300,000円と印鑑支給	出産後も定住の意思のある方 第3子以降1人増えるごとに10万円加算 ※希望者にしだれ桜苗木贈呈※上限なし
チャイルドシート購入費補助	購入費の1/2を補助 上限10,000円支給	1人につき1回、ジュニアシートも可	
小学生	入学支度金支給	40,000円支給	1人1回限り、転入した児童も対象
	修学旅行費全額補助	児童1人につき上限60,000円補助	
	給食費全額補助	全額補助(1食あたり270円)	
	きめ細やかな学習環境	国や県の基準とは別に町単独で教職員等を配置 教室内WiFi/電子黒板/デジタル教科書整備	
	補助教材費公費負担	児童1人につき年間 6,000円公費負担	夏休みの友、ドリルなどが対象
	校外学習費全額補助	町内、県内めぐりなどの費用を全額補助	
	学習支援教室開催	無料	対象3~6年生
	災害共済制度掛金全額公費負担	児童1人につき年間 935円公費負担	
	検定料助成	英語・漢字・数学検定料の全額助成	1年度あたり同一級に対して1回
	スクールバス運行	無料	
学童保育利用料	放課後・休校日の児童預かり無料	おやつ代は別途(月額2,000円程度)	
中学生	入学支度金支給	70,000円支給	1人1回限り、転入した生徒も対象
	修学旅行費全額補助	生徒1人につき上限110,000円補助	
	給食費全額補助	全額補助(1食あたり300円)	
	きめ細やかな学習環境	国や県の基準とは別に町単独で教職員等を配置 教室内WiFi/電子黒板/デジタル教科書整備 部活動指導員配備等	
	補助教材費公費負担	生徒1人につき年間 10,000円公費負担	夏休みの友、ドリルなどが対象
	災害共済制度掛金全額公費負担	生徒1人につき年間 935円公費負担	
	校外学習費全額補助	町内、県内めぐりなどの費用を全額補助	
	検定料助成	英語・漢字・数学検定料の全額助成	1年度あたり同一級に対して1回
	学習支援教室開催	無料	対象3年生
スクールバス運行	一部対象外地域は遠距離通学費補助	部活動への送迎あり	
高校生以上	福祉教育学校等就学奨励金	30,000円支給	1人1回限り、福祉教育学校へ進学
0歳から 18歳まで	子育て支援医療費助成	自己負担分全額助成(医療機関窓口)※例外あり	0歳から18歳になった年度末まで
	入院時食事療養費助成	自己負担分全額助成(償還払い)	0歳から18歳になった年度末まで
	インフルエンザ予防接種費用助成	2,500円/1回(契約病院窓口、その他償還払い)	1年度あたり13歳未満2回、13歳以上1回 0歳から18歳になった年度末まで
高校生以下	町営バス	高校生以下乗車料無料	※高校生は学生証の提示



## ■ お問い合わせ先

子育て支援課 0556-20-4580

学校教育課 0556-20-3016

企画政策課 0556-42-4801

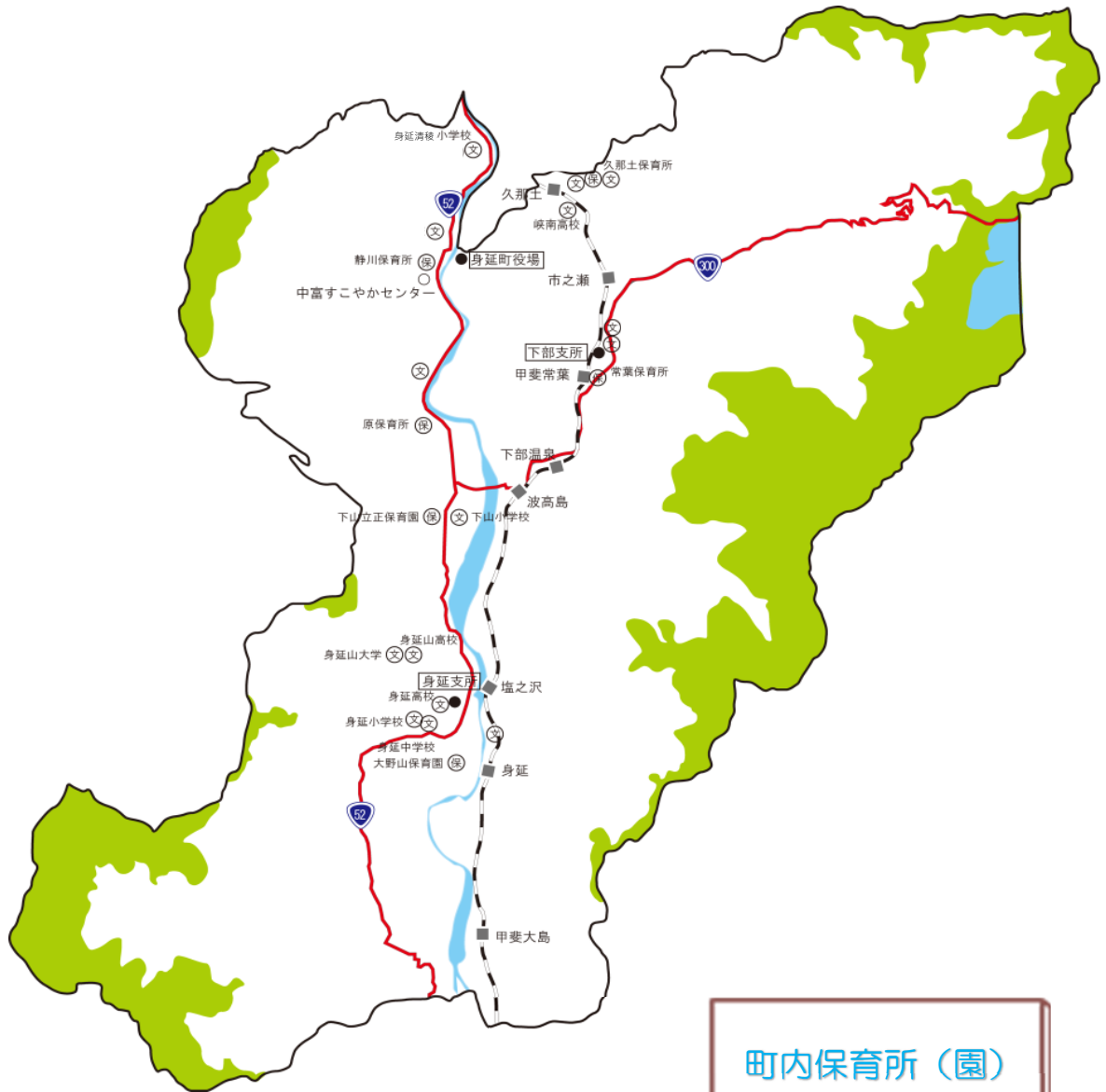
交通防災課 0556-42-4809



身延町 子育てサイト  
NOBI NOBI

制度の詳細は  
ご確認ください。





町内保育所（園）  
位置図

